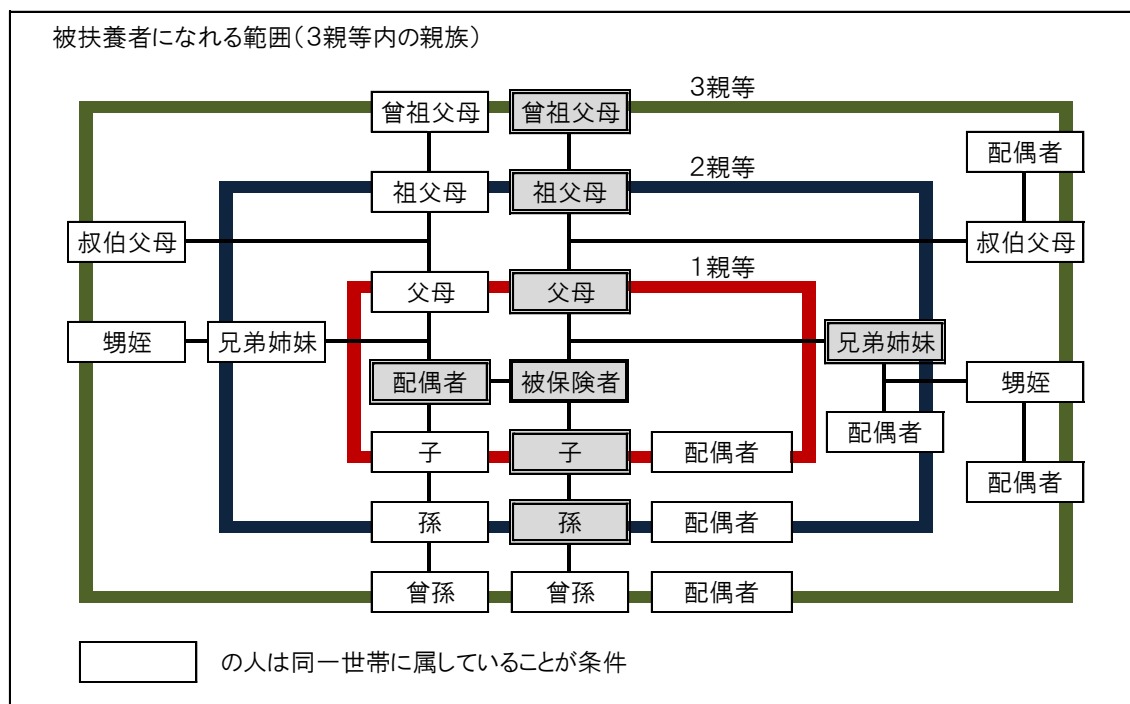


# 被扶養者の範囲・認定について

## 被扶養者になるための条件

1. 被扶養者の範囲（三親等内の親族）に含まれていること。
  2. 収入限度額を超えていないこと。
  3. 主として被保険者の収入によって生計を維持されていること。
  4. 75歳（一定の障害がある人は65歳）未満であること。
- （後期高齢者医療制度の被保険者となるため、被扶養者にはなりません。）



## 同一世帯とは

被保険者と住居、家計を同じくしている状態をいいます。マンションの号室違い、同じ敷地内の別棟は別居とみなされます。

## 収入基準

被扶養者の収入とは、継続的に生じる収入のすべてを含みます。

- ・ 給与収入（交通費等を含む総収入）
- ・ 事業所得
- ・ 個人年金、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、厚生年金基金等、課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給等も含まれます）
- ・ 不動産収入
- ・ 雇用保険失業給付金
- ・ 傷病手当金、出産手当金
- ・ その他、実質的に収入と認められるもの

## 収入限度額

年間収入とは、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の見込み収入額となります。

- ・一年を超えない有期契約の場合であっても年間ベースに直して計算し月額で判断します。
- ・失業給付金、傷病手当金、出産手当金受給の場合は日額で判断します。

認定対象者	年 間	月 額	日 額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上*	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

\*または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方

## 被保険者と同居の場合（認定対象者が被保険者と同一世帯にある場合）

- ・認定対象者の年間収入が130万円（月額108,334円・日額3,612円）未満であること。  
（対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円（月額150,000円・日額5,000円）未満）
- ・認定対象者の収入が被保険者収入の1/2未満であること。
- ・主として被保険者の収入によって生計を維持されていること。

## 被保険者と別居の場合（認定対象者が被保険者と同一世帯にない場合）

- ・認定対象者の年間収入が130万円（月額108,334円・日額3,612円）未満であること。  
（対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円（月額150,000円・日額5,000円）未満）
- ・認定対象者の収入が被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないこと。
- ・主として被保険者の仕送り（援助）によって生計を維持していること。  
（毎月の仕送りが必要です。手渡しや数か月分まとめた仕送りは認められません。）

父母など配偶者のいる家族を扶養にする場合の収入については、婚姻関係にある夫婦は「婚姻関係を維持する費用を分担し、日常の家事に関して生じた負債は夫婦が連帯して弁済の責任を負う」ことが法律で規定されており、収入がない者の生計維持の主体は収入のある配偶者にあるとするのが当然と考えられます。

そこで、配偶者がいる者の認定については「夫婦一体」として考え、双方の収入を『認定対象者の収入』とします。

被扶養者の認定には何よりも公正な審査が重要であり、健康保険組合では行政の通達等に基づいて被扶養者として適正かどうかを判断しています。

ご理解とご協力をお願い致します。